

関係 各位

学校法人帝京蒼柴学園 理事長 笠原 晟
帝京長岡高等学校 学校長 浅川 節雄

平成30年度全国高等学校選手権大会出場等に係る寄付のお願い

秋冷の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび女子サッカー部が県及び北信越予選を共に優勝し、全日本高等学校女子サッカー選手権大会初出場することとなりました。

全国大会では、選手が力を発揮し活躍して欲しいと願っておりますが、選手や部員の旅費滞在費及び応援費等で多額の経費を必要とすることが見込まれます。

つきましては、大変心苦しいことではございますが、皆様方から心温かいご寄付を下記により募ることといたしました。どうぞ事情をお汲み取りいただきまして、数多くの方々のご賛同を心よりお願い申し上げます。

また、男子サッカー部、男子バスケットボール部、柔道部、空手道部や他の部活動も全国大会出場へ向けて練習に励んでおりますので、引き続きご声援を賜りたくお願いいたします。

なお、今回以降の寄付につきまして、確定申告における寄附金控除の対象となりますので、寄付をされる方はこの制度を有効に利用されることをお知らせいたします。

記

1 寄付金額 一口 10,000円

2 寄付の方法

①事務局へ直接持参

②現金書留郵便により郵送

③寄付金口座へお振込み（大変恐縮ではございますが、振込手数料はご負担願います。）

※記入例（個人または法人）を参考に「寄付申込書」の必要事項を全てご記入・押印し、現金を添えて持参または郵送願います（③の場合、寄付金申込書のみ郵送）。

事務局	〒940-0044 新潟県長岡市住吉3丁目9番1号 帝京長岡高等学校 事務室内 全国大会寄付金係 宛 TEL 0258(36)4800 FAX 0258(36)4715
振込先	北越銀行 土合支店 （普通）287327 (学)帝京蒼柴学園 帝京長岡高等学校 全国大会募金口

3 その他

領収書は後日、「日本私立学校振興・共済事業団」から高校へ郵送（高校から日本私立学校振興・共済事業団へ寄付金を送金後、2～3週間程度かかります。）されるため、届き次第、寄付を頂いた方へ配布いたします。

※日本私立学校振興・共済事業団の「受給者指定寄付金制度」を利用いたしますので、個人の場合は寄付金から2,000円を控除した金額が確定申告の際に寄附金控除を受けることができます。法人の場合は寄付金の全額が損金算入額として認められます。詳しくは、「日本私立学校振興・共済事業団寄付金」でご検索ください。

【寄付金控除または損金算入の流れ】

（個人）①寄付者⇒②高校⇒③日本私立学校振興・共済事業団⇒④高校⇒⑤寄付者が確定申告

（法人）①寄付者⇒②高校⇒③日本私立学校振興・共済事業団⇒④高校⇒⑤寄付者が決算時に損金算入額で経費処理

- ①寄付者が現金及び寄付申込書を高校へ持参又は郵送する。
- ②寄付者から頂いた寄付金を高校が日本私立学校振興・共済事業団へ振り込みをする。
- ③日本私立学校振興・共済事業団が高校へ寄付者の領収書を郵送する。
- ④高校が寄付者へ領収書を配布する。
- ⑤（個人）寄付者が確定申告をし、寄附金控除を受ける。
- ⑤（法人）決算時に損金算入額として経費処理をする。

<記入例（個人）>

(様式 1-1)

寄 付 申 込 書

私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）及び学校法人（私立学校法第64条第4項の準学校法人を含む。）が設置する専修学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てるために、下記のとおり寄付を申し込みます。

平成 30 年 □ 月 × 日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 清 家 篤 殿

(寄付申込者)
〒 940 - 0044

住 所 新潟県長岡市住吉3-9-1

電 話 番 号
社 名

代 表 者 名 帝京 太郎
(又は個人名)

※個人でお申し込みの場合は、住所と氏名のみご記入ください。

1 寄 付 金 の 額 金 123,456,789 円
2 寄 付 金 払 込 期 日 平成 30 年 12 月 21 日
3 指 定 学 校 法 人 帝京蒼柴学園
4 確 認 事 項

当該寄付により、寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益を受けることはありません。

(注) 寄付者が法人の場合は、必ず法人としての寄付が確認できる印（法人登記印、代表者印、会社印等）を押印してください。
(注) 学校法人を経由して提出してください。

・申込書作成日です。

・住所、氏名を記入し、押印を忘れずにしてください。

・シャチハタ不可。

・寄付額を記入してください。

・個人で申し込みの場合、「社名」「電話番号」は記入不要です。

※寄付金と寄付申込書は、帝京長岡高等学校へ持参又は郵送してください。
※寄付申込書に不備がある場合、領収書が発行されませんので、
必要事項を全てご記入ください。

<記入例（法人）>

（様式 1-1）

寄 付 申 込 書

私立学校法第 3 条に規定する学校法人が設置する学校教育法第 1 条に規定する学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）及び学校法人（私立学校法第 6 4 条第 4 項の準学校法人を含む。）が設置する専修学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てるために、下記のとおり寄付を申し込みます。

・申込書作成日です。

平成 30 年 □ 月 × 日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 清 家 篤 殿

（寄付申込者）

〒 000 — 0000

住 所 東京都千代田区富士見
〇〇-△△-□□

電 話 番 号 01-2345-6789

社 名 私学事業団株式会社

代 表 者 名 代表取締役
（又は個人名） 〇 山 ◇ 郎

※個人でお申し込みの場合は、住所と氏名のみご記入ください。

・「社名」は受領書の寄付者名になります。

・「代表者名」は法人寄付として確認できる者の氏名等の記入があるか確認してください。

・寄付者が法人の場合、法人寄付として確認できる押印が必要です。

締 社 団 私
役 代 株 学
之 表 決 事
印 取 業

・寄付額を記入してください。

- | | | | |
|-----------------|---------|-------------|------|
| 1 寄 付 金 の 額 | 金 | 123,456,789 | 円 |
| 2 寄 付 金 払 込 期 日 | 平成 30 年 | 12 月 | 21 日 |
| 3 指 定 学 校 法 人 | 帝京蒼柴学園 | | |
| 4 確 認 事 項 | | | |

当該寄付により、寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益を受けることはありません。

（注） 寄付者が法人の場合は、必ず法人としての寄付が確認できる印（法人登記印、代表者印、会社印等）を押印してください。

（注） 学校法人を経由して提出してください。

※寄付金と寄付申込書は、帝京長岡高等学校へ持参又は郵送してください。

※寄付申込書に不備がある場合、領収書が発行されませんので、必要事項を全てご記入ください。

(様式 1 - 1)

寄 付 申 込 書

私立学校法第 3 条に規定する学校法人が設置する学校教育法第 1 条に規定する学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）及び学校法人（私立学校法第 6 4 条第 4 項の準学校法人を含む。）が設置する専修学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てるために、下記のとおり寄付を申し込みます。

平成 30 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 清家 篤 殿

(寄付申込者)

〒

住 所

電 話 番 号
社 名

代 表 者 名
(又は個人名)

印

※個人でお申し込みの場合は、住所と氏名のみご記入ください。

1 寄 付 金 の 額	金	円
2 寄 付 金 払 込 期 日	平成 30 年 12 月 21 日	
3 指 定 学 校 法 人	帝京蒼柴学園	
4 確 認 事 項		

当該寄付により、寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益を受けることはありません。

(注) 寄付者が法人の場合は、必ず法人としての寄付が確認できる印（法人登記印、代表者印、会社印等）を押印してください。

(注) 学校法人を経由して提出してください。

受配者指定寄付金の概要

1. 受配者指定寄付金について

日本私立学校振興・共済事業団(以下事業団という)が取り扱う「受配者指定寄付金制度」は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、事業団が企業等法人から寄付金を受け入れ、これを寄付者(企業等法人)が指定する学校法人へ配付する事業です(下記図参照)。

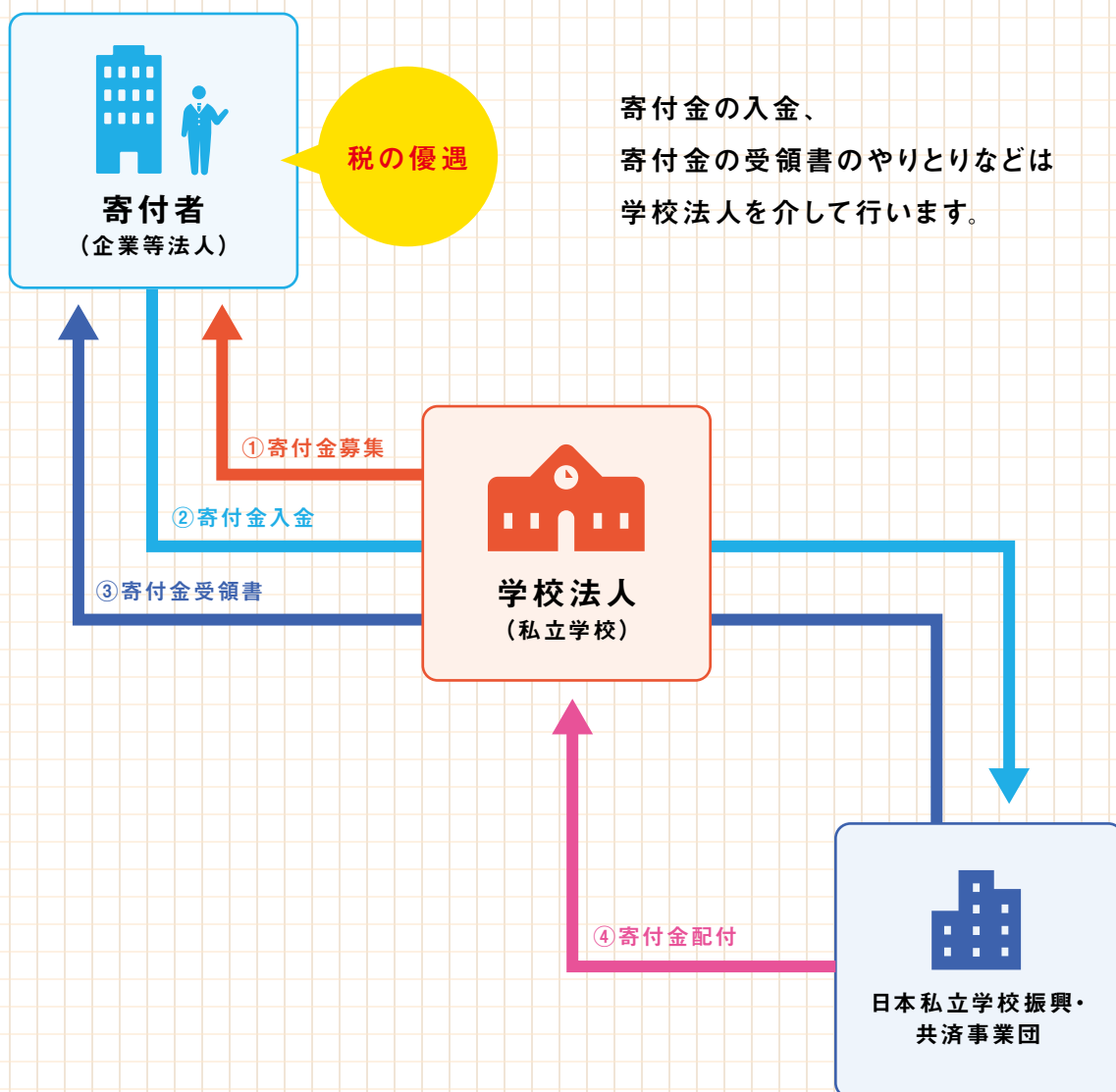
本制度は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号(P.44 参照))を受けていますので、本制度を利用して私立学校へ寄付をした企業等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。

学校法人はこの制度を活用することにより、有効な募金活動を行うことができます。

寄付金は学校法人にとって重要な財源です。寄付金募集の際は、ぜひ本制度を積極的にご活用ください。

皆様のご利用をお待ちしております。

受配者指定寄付金の流れ



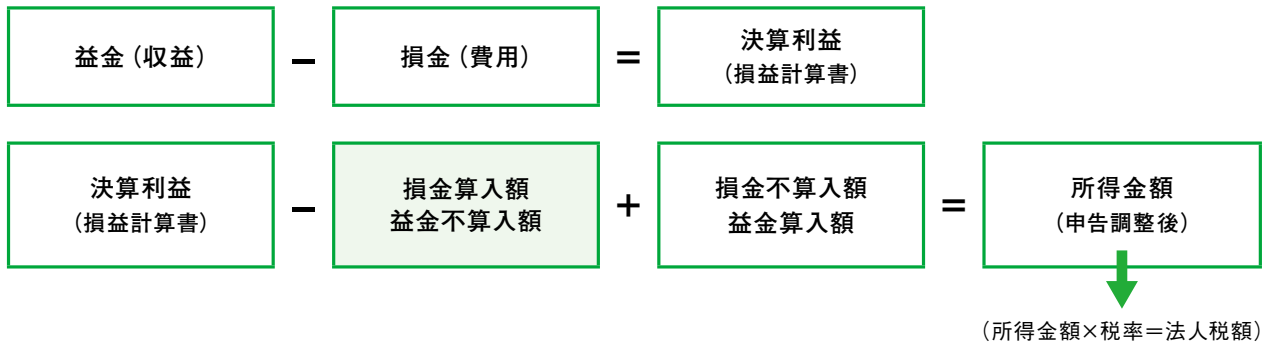


税の優遇措置について (平成29年8月現在)

1. 法人からの寄付金の場合

私立学校に対する寄付には、事業団が取り扱う「受配者指定寄付金」と学校法人に直接寄付をする「特定公益増進法人」への寄付と大きく分けて二つあり、ともに税の優遇措置が認められています。

このうち「受配者指定寄付金制度」は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号(P.44参照))を受けており、企業等法人が私立学校へ寄付した場合、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することができる唯一の制度になります。



※受配者指定寄付金は、法人が寄付金を支出した事業年度において所得金額の計算上全額損金に算入されます。

特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額は、下表をご覧ください。

- ◇ 寄付者が法人として寄付金を支出した場合でも、所轄税務署がその法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものについては、その負担すべき者に対する給与とみなされることがあります。
- ◇ 法人が複数の事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものととなります。したがって翌年度の寄付金支出として認められません。

■ 学校法人等に対する寄付に係る優遇措置一覧(参考)

寄付の受け手		損金算入限度額
学校法人 (私立学校)	受配者指定 寄付金	寄付金の全額が損金算入できる
	特定公益増進 法人(注1)	(資本金×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2(注2)
国立大学法人 (国・地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる
その他の法人等(一般寄付)		(資本金×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

(注1) 「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。

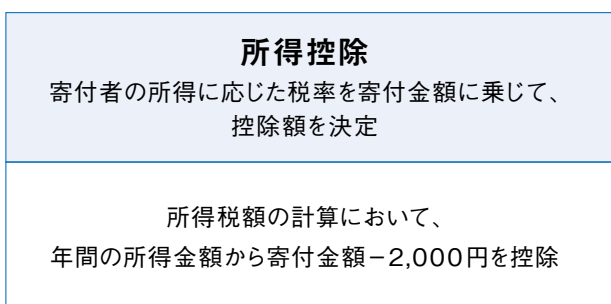
(注2) 「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。

2. 個人からの寄付金の場合

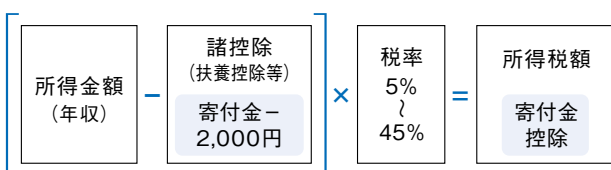
個人が学校法人に対して寄付をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、一定額の控除（寄付金控除）を受けることができます。

寄付金控除に係る制度には「所得控除」と「税額控除」の2種類があり、寄付者の所得額や寄付金額によって控除できる金額が異なるため、寄付者はより有利な優遇措置を選択することができます。

■ 所得控除と税額控除の違い

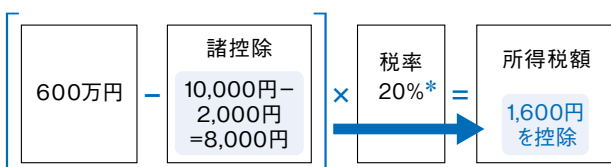


■ 計算式



■ 計算例)

所得金額600万円の寄付者が1万円を寄付した場合

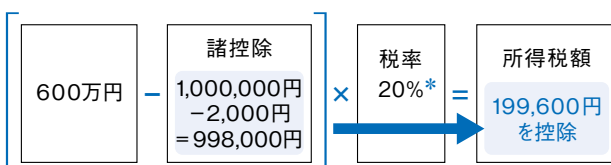


*年収600万円の一般的な税率

■ 計算例)

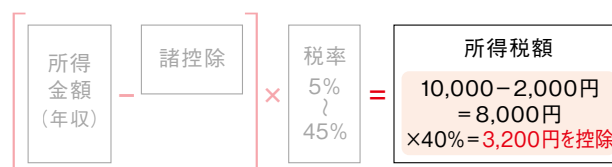
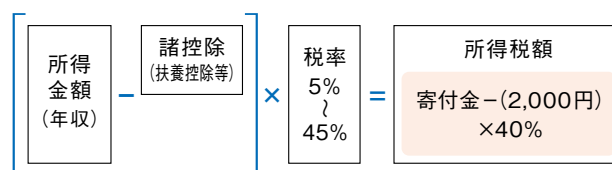
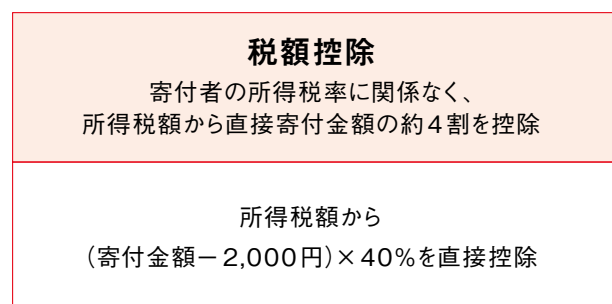
所得金額600万円の寄付者が100万円を寄付した場合

〈控除限度額〉寄付金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には40%に相当する額



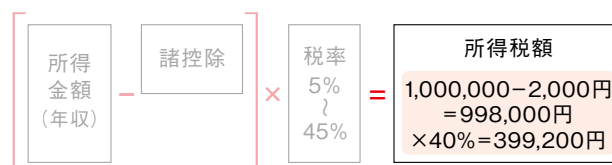
*年収600万円の一般的な税率

高額な寄付の場合は
「所得控除」のほうが控除割合が高い



所得税率が高くない場合や少額寄付の場合は
「税額控除」のほうが控除割合が高い

〈控除限度額〉控除対象額は所得税額の25%を限度



▼
控除上限に達してしまうため
所得税額の25% = 193,125円となる

■ 所得控除と税額控除の比較表

小口の寄付を行う場合や所得税率が高くない場合、税額控除を活用する方が有利な場合が多くあります。

一方、多額の寄付を行う際には、税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用する方が有利になる場合が多くあります。

▼ 所得控除の控除額の例(単位:円)



所得控除が有利



控除額が同じ

※所得控除の控除上限額は、一般的な家庭(夫婦片働き、高校生・大学生の子ども)の諸控除額を、課税所得金額に加算した上で算定した推計値。

課税所得金額 \ 寄付金額	1万円	5万円	10万円	50万円	100万円	500万円	1000万円	2000万円
200万円	800	4,800	7,400	27,400	52,400	90,967	90,967	90,967
300万円	800	4,800	9,800	49,800	99,800	164,300	164,300	164,300
400万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	307,633	307,633	307,633
500万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	480,967	480,967	480,967
600万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	633,600	633,600	633,600
700万円	1,840	11,040	21,100	101,100	201,100	781,767	781,767	781,767
800万円	1,840	11,040	22,540	114,540	229,540	945,367	945,367	945,367
900万円	1,840	11,040	22,540	114,540	229,540	1,061,100	1,068,700	1,068,700
1000万円	2,640	15,840	32,340	164,340	329,340	1,191,100	1,292,033	1,292,033
1500万円	2,640	15,840	32,340	164,340	329,340	1,649,340	2,402,280	2,402,280
2000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,789,340	3,439,340	3,495,880
3000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	5,735,880
4000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	7,801,067
5000万円	3,600	21,600	44,100	224,100	449,100	2,249,100	4,499,100	8,499,200
1億円	3,600	21,600	44,100	224,100	449,100	2,249,100	4,499,100	8,999,100

▼ 税額控除の控除額の例(単位:円)



税額控除が有利



控除額が同じ

課税所得金額 \ 寄付金額	1万円	5万円	10万円	50万円	100万円	500万円	1000万円	2000万円
200万円	3,200	19,200	25,625	25,625	25,625	25,625	25,625	25,625
300万円	3,200	19,200	39,200	50,625	50,625	50,625	50,625	50,625
400万円	3,200	19,200	39,200	93,125	93,125	93,125	93,125	93,125
500万円	3,200	19,200	39,200	143,125	143,125	143,125	143,125	143,125
600万円	3,200	19,200	39,200	193,125	193,125	193,125	193,125	193,125
700万円	3,200	19,200	39,200	199,200	243,500	243,500	243,500	243,500
800万円	3,200	19,200	39,200	199,200	301,000	301,000	301,000	301,000
900万円	3,200	19,200	39,200	199,200	358,500	358,500	358,500	358,500
1000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	441,000	441,000	441,000
1500万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	853,500	853,500	853,500
2000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,301,000	1,301,000	1,301,000
3000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	2,301,000	2,301,000
4000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,301,000	3,301,000
5000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	4,426,000
1億円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	7,999,200